

新可燃ごみ処理施設整備・運営事業

入札説明書等に対する質問(第1回)への回答

平成28年3月28日

浅川清流環境組合

■入札説明書に対する質問への回答

No.	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答																				
1	4	IV	1	(1)	入札参加者の構成等	S P Cの本社所在地は、本施設内としてよろしいですか。	不可とします。																				
2	4	IV	1	(1)	入札参加者の構成等	「S P Cを日野市内に設立するものとする」とありますが、S P Cの本社所在地は敷地内とさせていただいてよろしいでしょうか。	No. 1を参照。																				
3	4	IV	1	(1)エ	入札参加者の構成等	「本事業の……代表企業が建設JVの代表者となる」とありますが、この代表者とは、組合様と建設工事請負契約を締結する代表企業を意味し、建設JV内の各構成企業で担当工事金額が最大でなくとも良いとの理解でよろしいですか。	ご理解のとおりです。																				
4	5	IV	1	(2)ウ	入札参加者の要件	構成企業の役割に応じた日野市様の入札参加資格について、運営企業のうち補修工事を担う企業は入札説明書IV 1 (2)カ(エ)に記載がありますが、その他の構成企業は東京電子自治体共同運営電子調達サービスにおける以下の業種登録が必要であると理解してよろしいですか。 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>役割</th> <th>種別</th> <th>営業種目</th> <th>取扱品目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建屋の設計・建設</td> <td>工事</td> <td>建設工事</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>プラントの設計・建設</td> <td>工事</td> <td>焼却設備</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>運営企業のうち運転管理を担う企業</td> <td>物品</td> <td>その他の業務委託等</td> <td>ごみ焼却施設運転等業務委託</td> </tr> <tr> <td>その他の構成企業</td> <td></td> <td colspan="2">役割に応じて任意に判断</td> </tr> </tbody> </table>	役割	種別	営業種目	取扱品目	建屋の設計・建設	工事	建設工事	-	プラントの設計・建設	工事	焼却設備	-	運営企業のうち運転管理を担う企業	物品	その他の業務委託等	ごみ焼却施設運転等業務委託	その他の構成企業		役割に応じて任意に判断		左表において、東京電子自治体共同運営電子調達サービスに必要な業種登録は、以下のとおりとします。 <ul style="list-style-type: none"> ・建屋の設計・建設…業種名「建築工事」 ・プラントの設計・建設…業種名「焼却設備」 ・運転管理…営業種目「その他の業務委託等」 取扱品目「ごみ処理施設運転等業務」 ・その他の構成企業についてはご理解のとおりです。
役割	種別	営業種目	取扱品目																								
建屋の設計・建設	工事	建設工事	-																								
プラントの設計・建設	工事	焼却設備	-																								
運営企業のうち運転管理を担う企業	物品	その他の業務委託等	ごみ焼却施設運転等業務委託																								
その他の構成企業		役割に応じて任意に判断																									
5	5	IV	1	(2)エ(イ)①	入札参加者の要件	「ストーカ炉の元請での設計実績を2件以上有すること。」また「①平成14年12月以降に竣工した施設の受注実績であること。」とありますが、分社化や新会社設立・会社組織の変更等があった場合、当該する実績とは、建設業許可における事業承継により有することとなった実績を含むとし、ただし工事経歴書及び経営事項審査結果により当該承継の事実が確認できるものに限ると理解してよろしいですか。 また、オの建設企業についても同様と理解してよろしいですか。	ご理解のとおりです。 ただし、工事経歴書及び経営事項審査結果、その他資料により当該承継の事実を確認するものとします。																				
6	6	IV	1	(2)カ(イ)	入札参加者の要件	「SPCを組成する事業における運転管理の実績の場合は、当該事業に係る事業契約書等において運転管理業務を担う主たる企業として明記されている場合に限り実績として認める。」とありますが、運転管理業務を担う主たる企業として明記されている書類として、当該事業に係るSPC内のJV協定書も証明書として認めていただけると理解してよろしいですか。	運営企業が、当該事業において運転管理を担う主たる企業であることが明確に確認できる場合において可とします。																				
7	6	IV	1	(2)カ(ウ)	入札参加者の要件	「現場総括責任者としての経験を有する技術者」を配置するのとありますが、現場総括責任者としての経験とは、運転管理業務における現場総括責任者としての経験と理解してよろしいですか。	(イ)の要件の施設における、焼却施設の運転維持管理の現場総括責任者以上の経験者を示しています。																				
8	6	IV	1	(2)カ(エ)	入札参加者の要件	「東京電子自治体共同運営電子調達サービスにおける焼却設備又は機械器具設置の業種登録のある者で、建設業法第3条第1項の規定による特定建設業の許可を受けている者であること。」とありますが、特定建設業の許可を受けている建設工事の種類については「建設工事」又は「機械器具設置」であると理解してよろしいですか。	焼却設備又は機械器具設置に対する特定建設業の許可を受けていることを要件としており、許可の種類は問いません。																				
9	7	IV	2	(5)	著作権	「入札説明書等に基づき提出される書類の内容を無償で使用できるものとする」とありますが、技術提案書及び設計図書類について、第三者への公表対象とならないようご配慮願います。	技術提案書及び設計図書類は、法令（情報公開条例等）の定めに従って取り扱います。																				
10	9	IV	3	(4)エ	提出書類	会社概要は会社の総合パンフレットを提出すればよろしいでしょうか。	可としますが、必要に応じて追加資料を求められる場合があります。																				
11	9	IV	3	(4)エ(イ)⑦	参加資格審査申請書類	納税証明書は、原本でのご提出が必要と理解してよろしいですか。 また、日野市様の入札参加資格において代理人を設定している場合、法人事業税、法人市民税の納税証明書は、代理人の所属する自治体で発行される証明書が必要であると理解してよろしいですか。	前段については、原本で提出して下さい。 後段については、東京電子自治体共同運営電子調達サービス上で登録されている所在地（委任先が設定されている場合はその委任先の所在地）の自治体で発行される証明書を提出してください。																				
12	11	IV	3	(8)(キ)	設計図書	維持管理計画一覧表の様式は事業者提案と解釈して宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。																				
13	15	VI	6	(2)	本施設の運営に係る対価(委託料)	「年 25 日間は飛灰を薬剤処理するものとする。」と記載があります。 一方で要求水準書（設計建設業務編）P.121 12 飛灰処理設備では「最長 5 日間」とあります。どちらが「正」でしょうか、ご教示願います。	要求水準書の最長5日間は、受入休止1回につき連続5日間を意味します。入札説明書の年25日間は、年間合計で25日間、飛灰を薬剤処理するものと設定しています。なお、処理実績に応じて提案単価で支払うものとします。																				
14	16	VI	6	(3)	リスク管理の方針	組合殿と事業者のリスク分担については、実施方針の別紙3と考えてよろしいでしょうか。	リスク分担については特定事業契約書案に定めたとおりです。																				
15	22	別紙2	2	(2)	減額等の措置を講じる事態	レベル1では「是正しなければ、本施設の運営に軽微な影響を及ぼすことが想定される場合」、レベル2では「是正しなければ、本施設の運営に比較的重大な影響を及ぼすことが想定される場合」と記載がありますが、軽微な影響及び比較的重大な影響について、具体的にはどのような影響を想定されているかご教示願います。	「比較的重大な影響を及ぼすことが想定される場合」とは、例えば、ごみの受け入れができなくなる可能性のある状態等を想定しています。 「軽微な影響を及ぼすことが想定される場合」とは、例えば、書類提出の遅延等を想定しています。																				

■要求水準書（設計・建設業務編）に対する質問への回答

No.	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答
16	3	第1章	第1節	6(3) 7)⑤	電波伝搬障害防止区域	(3)の⑤電波伝搬障害防止区域に「電波伝搬経路変更が必要となった場合等、費用が発生する場合は事業者が負担すること」とありますが、添付資料5の伝播障害防止区域図の正確な中心線の位置（緯度、経度）が確認できる資料をご提示願います。	実施設計を行い、煙突等の正確な位置を決定し、総務省関東総合通信局に申請・相談の上、電波伝搬障害防止区域を確定することになります。 現段階で総務省関東総合通信局から得られる資料は、添付資料5となります。
17	3	第1章	第1節	6(5) 1)	電気	「～鉄塔の隣地に受電設備を設置～」とありますが、P.134 第10節 電気設備 1 計画概要では「鉄塔の隣地又は施設内の適切な位置に受電設備を設置」とあります。P.134の記載を正とし、鉄塔の隣地又は施設内の適切な位置に受電設備を設置するものと理解してよろしいですか。	ご理解のとおりです。
18	3	第1章	第1節	6(5) 1)	電気	「新たに鉄塔が設けられること・・・」とありますが、仕様書P49(18)負担金 「電気の引込みに伴う負担金」に含まれるものと解釈してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
19	3	第1章	第1節	6(5) 2)	用水	使用する井水について、既存の3・4号井戸を利用することですが、井戸を新設した場合、既存井戸を撤去してもよろしいでしょうか。	既存の3・4号井戸撤去は不可とします。
20	3	第1章	第1節	6(5) 2)	用水	生活用水およびプラント用水に上水を利用できるよう整備しますが、上水利用にかかる基本料金等は、事業者範囲外と解釈してよろしいでしょうか。事業者範囲内の場合、維持管理費用算出に必要な条件をご教示願います。下水についても合わせてご教示願います。	専用メーターを設置できる為、基本料金も事業者範囲内とします。 添付資料8の上水取り合い点付近でメーター分岐とします。 下水も事業者範囲内とします。
21	4	第1章	第1節	6(6)	ユーティリティー取合い点	各種取合い点を添付資料-8にて提示されていますが、上水および下水の取合い点が、新可燃ごみ処理施設工事範囲外の遠方にあります。工事範囲内かつ汚泥焼却施設近傍での取合いをお願いします。	不可とします。 添付資料8の上水取り合い点付近でメーター分岐とします。 下水についても添付資料8に示すとおりとします。
22	4	第1章	第1節	6(6)	ユーティリティー取合い点	添付資料8に示す上水および下水取合点とする場合は、工事範囲エリア内まで配管を露出で敷設する配管敷設可能エリアをご教示ください。	設計協議により決定します。
23	4	第1章	第1節	6(6)	ユーティリティー取合い点	添付資料8に記載の上水取合点の既存水管口径をご教示願います。	100Aから分岐し、40Aでの取出しを計画しています。 上水取合点の図面を希望する場合は、組合まで連絡願います。
24	4	第1章	第1節	7	工期	新搬入路整備工事の完了時期をご教示願います。	平成29年9月末予定です。
25	4	第1章	第1節	7(1)	着工予定	着工予定が平成29年1月とありますが、一方で入札説明書P.111 4 (3) アの設計・建設・試運転期間は平成28年11月から平成32年3月までの3年5ヶ月とあります。着工予定は平成28年11月と理解してよろしいですか。	No. 26を参照。
26	4	第1章	第1節	7(1)	着工予定	着工予定が、平成29年1月ですが、契約は平成28年11月上旬の予定となっています。工事内容によりますが、本契約締結後、可能な限り早期に地質調査等の作業を開始できると解釈してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 詳細については調整・協議により決定します。
27	4	第1章	第1節	8	関連工事	関連工事との「調整により発生する費用」について想定されているものをご教示願います。	現時点では、各種協議・取り合い工事・手続き・調整に必要な人件費、資料作成費用及び車両誘導員等を見込んでおります。
28	7	第1章	第2節	3	搬入出車両条件	搬入出車両の内、サイズが最大の車両の全長、最小回転半径等の車両諸元についてご教示願います。また、搬入車（バックカー）の中で、フルダンプ時における後輪の中心からテールゲート端までの最大寸法をご教示願います。	添付資料11のとおりです。
29	9	第1章	第2節	8 (2) 10)②	受電方式	「原則1回線受電方式とする。（関係機関との協議による。）」とありますが、1回線受電は決定事項であり関係機関との協議は接続検討申込み以降の協議と理解してよろしいですか。	事業者が電力会社と協議し最終決定とするものですが、協議により変更となった場合は事業者負担となります。
30	9	第1章	第2節	8 (2) 10)②	受電方式	「原則1回線とする。（関係機関との協議による。）」は、東京電力との協議結果と解釈してよろしいでしょうか。もしくは、事業者が東京電力と協議し最終決定すると解釈してよろしいでしょうか。	No. 29を参照。
31	10	第1章	第2節	11(12)	配置・動線計画	環境影響評価書によると、浅川から多摩川へ地下水が流れています。山留め工事はSMWを想定されていますが、透水係数が高い地層が見受けられ、SMWの施工可否を確認するため、地下水の流速値をご教示願います。または、事業者側で調査することは可能ですか。	環境影響評価書においては、東京都の指導により環境への影響が大きいと想定される工法を採用した場合での予測・評価をしております。しかし、それにより施工法を特定するものではありません。貴社において適切と思われる山留め工法を検討してください。 なお、地下水の流速調査は行っておりませんが、想定流速については算出しています。 技術提案をとりまとめるに当たり必要となる調査については可能とします。想定流速算出結果及び流速調査の実施を希望する場合は、組合まで連絡願います。

No.	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答
32	10	第1章	第2節	11(18)	配置・動線計画	搬入出車両台数として最大約 356 台/日（直接搬入車は除く）とありますが、直接搬入者の見込み台数をご教示願います。	本施設での直接搬入車の受け入れは現時点では予定していません。しかし、将来的に受入れを行う可能性も見込んでいるため、その場合でも対応可能な設備を設置してください。なお、現時点で想定している車両台数の1日あたりの最大及び平均台数は下記のとおりです。 【直接搬入車両台数】 ・最大台数：約39台/日 ・平均台数：約13台/日 【搬入車両台数（直接搬入車両を除く）】 ・最大台数：約356台/日 ・平均台数：約207台/日
33	10	第1章	第2節	11(18)	配置・動線計画	搬入出車数として最大約356台/日（直接搬入車は除く）を見込むこと。とありますが、直接搬入車は、何台程度を見込めばよろしいのでしょうか。	No. 32を参照。
34	23	第1章	第7節	1	試運転	試運転期間が空運転終了から150日以上ですが、敷地条件から厳しい工期であり、建設工事期間の確保から、受電から150日以上とさせて頂けないでしょうか。	工期的に厳しいことが確実な場合に限る対策として、試運転期間中に実施する各種試験（結果報告・合格）を含め受電後からとしても良いものとします。
35	26	第1章	第8節	6(1)	試運転時の安定稼働試験	安定稼働試験期間が「試運転期間中に監督員が指示する期間」とありますが、引渡性能試験に引き続いて実施し、その期間は10日程度見込むことでよろしいのでしょうか。	要求水準書のとおりとします。
36	28 ～ 32	第1章	第8節	表13	性能保証項目	性能保証項目のサンプリングは試験期間中の1日を対象としてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
37	29	第1章	第8節	表13	性能保証項目	4 焼却主灰と5 飛灰処理物試験項目欄の重金属類に有機りんが記述がありますが、P. 11の表6には記述がありません。焼却主灰及び飛灰処理物に関する溶出試験対象物質とその保証値はP. 11表6「焼却主灰及び飛灰処理物（薬剤処理後）基準」が正しいと理解してよろしいですか。	焼却主灰及び飛灰処理物に関する溶出試験対象物質は、P9表13を正とし、1,4-ジオキシサンを追加します。なお、表13の保証値については、P11表6の基準値によるものとします。ただし、有機りん、1,4-ジオキシサンについては、P11表6に追加し基準値は、次のとおりです。 ・有機りん：1mg/l ・1,4-ジオキシサン：0.5mg/l なお、基準値とする追加項目については、運営時においても定期分析するものとしてください。
38	31	第1章	第8節	表13	性能保証項目	作業環境中DXNs濃度測定の対象に中央制御室がありますが、測定する目的をご教示願います。	管理区分上、適正に運用管理されていれば支障のない室ですが、作業服で出入集中し常時居住する場所になるため、安全確認に配慮して設定しています。
39	32	第1章	第8節	表13	性能保証項目	23 その他に「組合が必要と認めるもの。」として想定されている試験項目があればご教示願います。	提案内容及び実施設計協議内容により定めるものとします。
40	44	第1章	第12節	3(2) 2)⑧	現場管理	2)⑧に「事業者は～～従うこと」と、建設期間は、運営事業者が配置するBT主任、電気主任に従うこととなっておりますが、p. 46では、建設期間中は事業者が両主任技術者を配置することとなっております。P. 44の記載が誤りであると解釈してよろしいのでしょうか。	p. 44 2) 現場管理⑧の記載のとおり、設計・建設期間から運営・維持管理業務期間終了まで運営事業者が配置するものとします。なお、設計・建設期間から運営期間にわたり可能な限り、同一人物を配置することを求めます。
41	46	第1章	第12節	6(2)	電気主任技術者の配置	建設工事にかかる第2種電気主任技術者を配置する期間は、特高受電工事（プラント電気工事）の開始から試運転終了までと解釈してよろしいのでしょうか。	No. 40を参照。
42	46	第1章	第12節	8(2)	残存工作物	「その他工事用地に何らかの工作物があった場合は、監督員の承諾を得て本工事の障害となるものを撤去処分とする」とありますが、添付資料12-1, 12-2, 12-3で把握できない残存工作物が発見された場合、撤去処分にかかる工期、費用について、別途、協議のうえ清算していただくと理解してよろしいですか。	ご理解のとおりです。
43	46	第1章	第12節	8(2)	残存工作物	「工事用地内には一部道路舗装と埋設配管・マンホール等が残存しているため、工事の際、撤去する（添付資料10参照）」とありますが、添付資料10は「添付資料12参照」の誤記と解釈して宜しいのでしょうか。	ご理解のとおりです。
44	48	第1章	第12節	8(12) 5)	施工方法及び建設公害対策	排水先は添付資料8のクリーンセンター事務所北西角の下水放流桝と理解してよろしいですか。	ご理解のとおりです。
45	48	第1章	第12節	8(10)	仮設物	添付資料8の工事中も使用できる様考慮が必要な設備（仮設井水・仮設電灯・動力、制御配線・上水配管）について該当図面を提供してください。	該当資料を提供します。組合へ連絡願います。
46	48	第1章	第12節	8(10)	仮設物	生活雑排水については汲み取りを行い処理するとありますが、添付資料8の下水放流桝に接続することは可能でしょうか。また、合併浄化槽による河川放流は可能でしょうかご教示ください。	添付資料8の下水放流桝に圧送にて放流可能です。合併浄化槽による河川放流は不可です。
47	48	第1章	第12節	8(10)	仮設物	パソコンシステム、複数台のインターネット接続環境と記載ありますが、パソコン台数をご教示ください。	パソコンは、2～3台（現場監理用）程度とします。
48	48	第1章	第12節	8(10)	仮設物	監督員事務所の大会議室は、事業者の会議室としても利用することが出来ると解釈してよろしいのでしょうか。	ご理解のとおりです。
49	48	第1章	第12節	8(10)	仮設物	工事用水として井水を分岐使用することは可能であると解釈してよろしいのでしょうか。	ご理解のとおりです。

No.	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答
50	48	第1章	第12節	8(11)	工事中の組合事務所の確保	監督事務所と組合事務所の各々の入居予定時期をご教授ください。	現場着工時期に合わせて使用する予定とします。
51	48	第1章	第12節	8(11)	工事中の組合事務所の確保	添付資料13組合引越し物の小物や文書類の梱包・開梱は組合様範囲と解釈してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりですが、必要に応じて協力を求めることとします。
52	48	第1章	第12節	8(11)	工事中の組合事務所の確保	組合事務所を監督員事務所とは別に設けますが、部屋を別とした同一棟としてもよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
53	48	第1章	第12節	8(12)	施工方法および建設公害対策	工事中調整池に集水し濁水対策を実施した排水の放流先場所、および排水の排水基準をご教示ください。	放流先は、本計画敷地北側の根川とします。排水基準は、東京都の「建設工事等に伴い発生する汚水の基準」（浮遊物質量（SS）120mg・L）以下とします。
54	48	第1章	第12節	8(13)	安全・保全	「出入口以外においても市の指定する場所(3箇所以上)等で必要に応じて交通整理を行う」と記載ありますが、必要に応じてとは主にコンクリート打設および特殊車両搬入時と解釈してよろしいでしょうか。	対応が必要となる場合は配置するものとお考えください。期間については、工事期間中すべてとします。なお、詳細については提案及び協議によります。
55	48	第1章	第12節	8(13)	安全・保全	出入口以外の3箇所以上の指定場所で必要に応じて交通整理が必要ですが、予定場所をご教示願います。	建設予定地と既存施設搬入動線との干渉部分を想定願います。詳細の配置については、施工計画書の提出時に協議するものとします。なお、新設する搬入経路を工事車両搬入路と想定しており、詳細については提案及び協議によります。
56	49	第1章	第12節	8(18)	負担金	電気の引込みに伴う負担金は、事業者にて想定することが困難なため、具体的な金額をご教示願います。負担金の提示が難しい場合、想定するために電気事業者との協議が必要となりますが応募者が協議してよろしいですか。また、既に協議されている窓口がありましたら開示していただくようお願いします。	東京電力との事前相談状況について希望する場合は、組合へ連絡願います。
57	49	第1章	第12節	8(18)	負担金	電力引込に係る工事負担金をご教示願います。	No. 56を参照。
58	49	第1章	第12節	8(18)	負担金	上水引込に係る負担金に関する記載がありませんので、負担金が必要な場合は事業者範囲外と解釈してよろしいでしょうか。	事業者の負担とします。No. 21を参照。
59	50	第1章	第12節	9(1)	関連工事との取合い	「なお、調整により費用負担が生じた場合は、本工事の費用にて負担する」とありますが、これは事業者業務範囲内のことであり、日野市クリーンセンター様や関連工業者に発生する費用は範囲外と理解してよろしいですか。	No. 27を参照。
60	50	第1章	第13節	9(2)	日野市C/Cへの搬入路の確保	建設工事期間中、日野市クリーンセンターへの搬入路は、現状と同様の浅川側からと解釈してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
61	58	第2章	第1節	8(1)	電動機	低圧電動機において、37kW以上、回転数制御を行うものはF種とありますが、メーカー、容量によりF種を選択できない場合があります。絶縁性能を満足していればE種を選択しても良いと解釈してよろしいでしょうか。	原則F種以上としますが、設計協議により絶縁性能を満足すると判断できる場合は、E種を選択しても可とします。
62	60	第2章	第2節	1(4)5)	特記事項	「二ツ塚処分場情報管理システム・・・」とありますが、同システムの参考資料（設計仕様書、機器仕様書、取扱説明書等）がありましたらご提示願います。	要求水準書のとおりです。
63	60	第2章	第2節	1	ごみ計量機	ICカードの初期納入枚数をご教示願います。	1,500枚とします。
64	61	第2章	第2節	2	通行方式	一方通行とありますが、ランプウェイが対面通行となりますので、プラットホーム出入口を同一面に配置しても良いと解釈してよろしいでしょうか。	プラットホーム出入口を同一面とする場合は、構造物や分離帯等安全面に配慮した計画としたうえで提案願います。
65	61	第2章	第2節	2	プラットホーム	「露出する部分はSUS304とする」とありますが、後段の文章によりH=1.0m以下にある建築関連が対象と解釈してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
66	62	第2章	第2節	2(6)12)	プラットホーム	「プラットホームの床は防水仕様の上、・・・」とありますが、下階が車路・駐車場等屋外の場合は、防水仕様は不要と理解してよろしいですか。	要求水準書のとおりとします。
67	67	第2章	第2節	9	ごみクレーン	クレーンレールの仕様をご指定されていますが、クレーン構造規格等、適応法規に準拠した設計により、最適なレール仕様としてよろしいでしょうか。	要求水準書のとおりとします。
68	70	第2章	第2節	12	切断機	「ごみピットへの投入口は、プラットホームレベルとする」とありますが、ごみの積上げに支障のない位置に投入口を設けることで、投入口レベルは事業者提案としてよろしいでしょうか。	投入口レベルが低くなる場合は、ごみピット貯留日数を確保することを前提とし、同等以上の機能を有するならば、事業者提案を可とします。
69	81	第2章	第4節	1	廃熱ボイラ	ドラム点検口がφ600mm以上の要求ですが、実績により十分な点検整備が可能のため、事業者標準寸法とさせていただきます。	要求水準書のとおりとします。

No.	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答
70	87	第2章	第4節	10	薬液注入装置	透視式液面計のご要求ですが、ボイラ水面計のような形式ではなく、液位を目視できる液面計を設けることでよろしいでしょうか。	液位及び液色を十分に確認することが可能であれば、協議することを可能とします。
71	88	第2章	第4節	11(2) 2)	数量	缶水用、給水用サンプリングクーラの数量が「1缶分」とあります。 脱気器の数量が1基であることから、ボイラは各炉系、給水ラインは共通系を想定されていると思われます。 よって、サンプリングクーラの数量は、缶水用は各炉1基、給水用は2炉共通1基と理解してよろしいですか。	ご理解のとおりです。
72	89	第2章	第4節	11(4) 1)	形式	連続ブロー水の導電率計の形式が「白金電極式」とあります。 「白金電極式」は、汚水等の高い導電率の測定に用いられ、缶水ように低い導電率測定にはレンジが大きく正確な計測ができないため適切ではありません。 このため導電率計の形式は事業者で選定させていただいてよろしいですか。	同等以上の機能を有するならば、協議することを可能とします。
73	90	第2章	第4節	13	低圧蒸気復水器	2分割可能とありますが、低負荷運転に支障のない設計とし、1系列（分割なし）としてもよろしいでしょうか。	同等以上の機能を有するならば、協議することを可能とします。
74	91	第2章	第4節	14	排気復水タンク	復水タンクの復水により水張るご要求ですが、点検整備での純水清掃もあることから、純水による水張でもよろしいでしょうか。	同等以上の機能を有するならば、協議することを可能とします。
75	92	第2章	第4節	16	復水タンク	透視式液面計のご要求ですが、ボイラ水面計のような形式ではなく、水位を目視できる液面計を設けることでよろしいでしょうか。	液位及び液色を十分に確認することが可能であれば、協議することを可能とします。
76	94	第2章	第4節	20	ボイラ揚水ポンプ	ボイラ用水は、純水装置に送水するものですが、高架水槽を設けない場合、本ポンプを削除してもよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
77	97	第2章	第5節	2	ろ過式集じん器	空気圧縮機を1炉当たり1台、計装用空気圧縮機とは別に設けるご要求ですが、雑用空気圧縮機を兼用してもよろしいでしょうか。 また、雑用空気圧縮機1台にろ過式集じん器2基分の能力を持たせることで、雑用空気圧縮機2台（交互運転）とすることでよろしいでしょうか。	要求水準書のとおりとします。
78	118	第2章	第7節	8(1)	キレート剤添加装置	キレートは添加水による希釈注入ではなく、原液注入とし、注入量の調整としてよろしいでしょうか。	同等以上の機能を有するならば、協議することを可能とします。
79	120	第2章	第7節	11	灰クレーン	予備バケットを専用室に格納・保管するとありますが、バケット交換を容易とするため、予備バケットとともにクレーン稼動エリアに設置してもよろしいでしょうか。	専用室に格納できない場合は、粉じん対策、防錆対策等、十分な保管・点検が可能と判断できる提案であれば、協議することを可能とします。
80	127	第2章	第8節	1(3) 1)	水槽類仕様	災害時に供給する飲料水の量をご教示願います。	事業者提案とします。
81	127	第2章	第8節	1(3) 4)	水槽類仕様	既存の井戸を機能回復のために必要な工事を実施しますが、電源供給方法は既存と同じと解釈してよろしいでしょうか。	本施設から電源供給することを原則とします。
82	127	第2章	第8節	2 表20	水槽リスト（参考）	機器冷却水受水槽の容量は「時間最大使用量の1時間分以上」とありますが、P.129 4 機器冷却水冷却塔（6）3）には「機器冷却水循環水量の1時間分以上」とあります。 どちらの容量で計画すればよろしいですか。	双方比較して、大きくなる容量で計画願います。
83	134	第2章	第10節	1(1)	電源計画	電源計画について、保護装置や最大受送電可能電力、その他電気事業者と事前に協議されている場合は、その協議内容をご教示願います。 また、「短絡電流を完全に遮断できる容量とする」特別高圧受電盤を計画するために、電気事業者側系統のインピーダンス値が必要となりますのでご教示願います。	前段については、未協議です。 後段については、設計時に東京電力もしくは電気事業者と協議し、確認願います。
84	134	第2章	第10節		電気設備	「組合が施設の管理を行うため当然必要と考えられる設備は組合管理室にも設置すること。」と記載がありますが、電気設備で想定されている設備をご教示願います。	設計協議時に組合管理室に設置することが必要と判断されたものについては、設置するものとします。
85	134	第2章	第10節		電気設備	タービン発電機のメンテナンス時には、商用電源により、全ての負荷をまかなうものとすると思いますが、全ての負荷とは2炉運転時の負荷でしょうか。もしくは、全炉停止時の負荷でしょうか。	全炉停止時を想定しています。
86	135	第2章	第10節	2	電気方式	400V系定格電圧は400V、200V系定格電圧は200Vと考えてよろしいでしょうか。	使用地点での電圧が各々400V、200V以上としてください。
87	136	第2章	第10節	4	受電用特高変圧器	形式について、ガス絶縁を選定されておりますが、性能を満足した上で油入自冷式を提案してもよろしいでしょうか。	要求水準書のとおりとします。
88	137	第2章	第10節	4	受電用特高変圧器	温度指示については、盤面に設けるため、中央制御室には温度警報のみとしてもよろしいでしょうか。	要求水準書のとおりとします。
89	138	第2章	第10節	6	進相コンデンサ盤	進相コンデンサ及び直列リアクトルについて、性能を満足した上で油入を選定してもよろしいでしょうか。	要求水準書のとおりとします。
90	138	第2章	第10節	7	高圧変圧器	温度指示については、盤面に設けるため、中央制御室には温度警報のみとしてもよろしいでしょうか。	要求水準書のとおりとします。
91	138	第2章	第10節	7	高圧変圧器	バンク構成について、効率化を考慮した上で提案してもよろしいでしょうか。	省エネ対策、経済性、維持管理面等を踏まえ、優位性が判断できる場合は、提案に委ねるものとします。
92	139	第2章	第10節	7(1)	プラント動力用変圧器	二次側電圧については、電圧降下も考慮し、420Vとしてもよろしいでしょうか。	使用地点での電圧が400V以上となるよう電圧損失を考慮したものとしてください。

No.	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答
93	140	第2章	第10節	10(1)	低圧動力制御盤（コントロールセンタ）	収納機器にON・OFF押ボタンスイッチがありますが、操業には使用せず、誤操作防止の為、操作スイッチは中央・現場に設置してよろしいでしょうか。	操作スイッチの取付位置については、協議の上、決定するものとします。
94	142	第2章	第10節	10(4)5)	配線・配管工事	予備配管については、追加配管工事が困難な地中配管を対象としてよろしいでしょうか。	地中配管のみならず、隠蔽部及び追加が困難と思われる場所には予備配管を設置してください。
95	144	第2章	第10節	12(4)	非常用発電機	「電力会社復電時に瞬時並列が可能」については、電力会社への供給申込み時の協議によると解釈してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
96	144	第2章	第10節	12(4)	非常用発電機	ピークカットに利用することから、常用兼用防災用発電機を設けるものと解釈していますが、設備費・保守費・ピークカットによる運転費等検討し常用発電機か非常用発電機かを事業者提案でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
97	144	第2章	第10節	12(4)	非常用発電機	常用兼用防災用発電機を採用する場合、排ガス規制値はp.13の公害防止基準によらず大気汚染防止法によると解釈してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。常用発電用の場合の規制は、満足する仕様とします。
98	145	第2章	第11節			「組合が施設の管理を行うため当然必要と考えられる設備は組合管理室にも設置すること。」と記載がありますが、本節で記載のあるオペレータコンソールの画面、ITVカメラ映像の他、想定されている設備をご教示願います。	設計協議時に組合管理室に設置することが必要と判断されたものについては、設置するものとします。
99	149	第2章	第11節	3(1)	I T V装置	見学者ホールのモニタは、説明用映写設備（p.160）のプロジェクトとは別の装置と解釈してよろしいですか。	ご理解のとおりです。
100	150	第2章	第11節	4(1)	計画概要	「オペレータコンソール及び液晶ディスプレイは焼却炉用、・・・それぞれの用途に対応する」とありますが、オペレータコンソールの台数は5台以上必要と解釈してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
101	151	第2章	第11節	4(2)	オペレータコンソール	プリンターに3種類の形式がありますが、カラーレーザープリンターを採用することにより、各機能を兼用し1台の納入としてよろしいでしょうか。	不可とします。
102	158	第2章	第13節	3	環境集じん器	本機器は、清掃用手持ちノズル付フレキシブルホースの記述があることから真空掃除装置の仕様を想定されていると推察しますが、特記事項1)に「・・・粉じんの発生するおそれのある場所等から含じん空気を吸引し、・・・」とあります。用途（清掃、空気の吸引）に適した吸引圧力とするために、環境集じん器を清掃用と空気吸引用の別々の機器とする提案は可能ですか。	使用用途・場所に応じて、事業者提案に委ねるものとします。ただし、どの部分を可搬式で行うかは協議により決定することとします。
103	160	第2章	第13節	6(2)	説明用映写設備	2)数量 2式、また3)①に多目的室、見学者ホールに設置するとあります。一方でP.178 表27の必要設備には会議室(大)、会議室(中)、見学者ホールの3箇所に電動スクリーン等の説明映写設備の記述があります。正しい説明用映写設備の設置台数と設置場所をご教示願います。	電動大型スクリーン、プロジェクタ（高輝度タイプ）は、多目的室（会議室（大））及び見学者ホールの2箇所に設置してください。電動スクリーン、プロジェクタは、会議室（中）の1箇所に設置してください。なお、会議室（大）は、多目的室として利用するものとします。
104	160	第2章	第13節	6(2)	説明用映写設備	設置場所の多目的室とは、表27管理棟主要諸室構成（p.178）の会議室（大）、会議室（中）のいずれに該当するかご教示願います。	No.103を参照。
105	160	第2章	第13節	6(2)3)②	主要項目	「多目的室、見学者ホールに設置する。」とありますが、P.178 表27の記載内容等も含め、多目的室は会議室（大）を示すと理解してよろしいですか。	No.103を参照。
106	160	第2章	第13節	6(3)	公害データ等表示装置	2台共屋外設置と解釈してよろしいですか。	ご理解のとおりです。
107	167	第3章	第3節	1	土壌汚染対策工事	添付資料14に示されている範囲以外に予期せぬ土壌汚染が発見された場合、工期及び費用については清算対象であると理解してよろしいですか。	ご理解のとおりです。
108	167	第3章	第3節	1(2)2)1(3)3)	施工 仮置き・積み込み・運搬・処分	(2)2)に「原則として・・・土壌約750㎡は全量処分とする。」とあり、(3)3)に「事業者は・・・搬出先を選定する」とあります。E-2区画汚染土壌は事業者により全量場外処分と解釈してよいでしょうか。	ご理解のとおりです。
109	167	第3章	第3節	1(2)2)	施工	処理すべき汚染土壌が750m3を超えた場合においては、清算対象としていただけると解釈してよいでしょうか。	E-2区画汚染土壌の750㎡の5%を越えて超過した場合は協議します。
110	170	第3章	第3節	3(6)	植栽工事	緑化面積の確保は、都市計画決定区域約2.9haの範囲内で必要な緑化面積を確保するものと解釈して宜しいでしょうか。	工事可能範囲約1.1haにて、緑化面積を確保願います。ただし、範囲確定については、設計協議時に詳細に検討するものとします。
111	170	第3章	第3節	3(8)	外灯工事	「本施設用地の保守のため、・・・本施設用地周辺を照らすことも考慮する」とありますが、本施設敷地内に照明を設置することと解釈してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
112	172 177	第3章	第4節	1 3	全体計画 工場棟平面計画	非常発電機の設置場所について、下記のように矛盾があります。事業者提案により配置計画してよろしいでしょうか。 「p.172：非常発電機は、GL+5m以上に設置 p.177：タービン発電機は1階に設置 p.177：非常発電機は、タービン室に隣接もしくは一体で設ける。」	原則として、p.177：「非常発電機は、タービン室に隣接もしくは一体で設ける。」としておりますが、詳細は、協議によるものとします。

No.	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答
113	177	第3章	第4節	3(23)	漏水検知	水槽の設置レベルを地下水位より十分に深い位置する場合は、外部からの浸水圧が上回ることにより、内容物の外部への漏洩は考えにくいと思われれます。そのような場合は内容物の漏洩を検知できる機構（二重床、二重壁+センサー等）は不要であると理解してよろしいですか。	浸水等の考慮も必要なため P177 3 (23) 7) に記載のとおりです。
114	182	第3章	第4節	5(1)	基本方針	「コンクリート成形版」とありますが、セメント成形版を含むものと理解してよろしいですか。	PC版または押出成形セメント板、ALC版は不可とします。
115	184	第3章	第4節	5(5)1)	屋根	「工場棟屋根構造は、トップライト等採光の可能な構造とする。また、ごみピット室の屋根はコンクリートで覆う構造とし、気密性を確保し悪臭の漏れない構造とする」とありますが、ごみピットの気密性を確保しかつ、軽量化が図れ地震対策に有利となる同等以上の屋根材仕様（軽量気泡コンクリート板など）を採用してよろしいでしょうか。	気密性が確保できて、床剛性が他（水平ブレース等）のもので確保できるのであれば可とします。
116	189	第3章	第5節	1(5)8)	設計条件	「・・・冷房用ファンコイルにて行うものとする。」とありますが、P.188 (4)3)の「空調設備の方式は、・・・適切な方法を取ること。」に基づき電気式を採用する場合は冷房専用パッケージエアコンと読み変えると理解してよろしいですか。その他の項目のファンコイルに関する記述も同様と理解してよろしいですか。	諸室用途等によりパッケージエアコンも可とします。詳細は実施設計段階で協議します。
117	192	第3章	第5節	3(2)1)⑦	給水設備工事	加圧給水方式とする場合、停電時によるバックアップとして予備供給用の重力給水を行うとありますが、非常用動力によるバックアップを提案することは可能ですか。	同等以上の機能を有するならば、協議することを可能とします。
118	192	第3章	第5節	3(2)2)⑦	再利用水受水装置	P.130のプラント排水・生活排水処理設備に「・・・他のプラント排水、生活排水は処理後、プラント用水として極力再利用し、・・・」と記述があるため、本装置は設置せず、生活排水はプラント排水・生活排水処理設備で処理すると理解してよろしいですか。	同等以上の機能を有するならば、協議することを可能とします。なお、これとは別に、P192に記載された建築設備の再利用水受水装置等を設ける必要はございませんが、極力利用できるものであればご提案ください。
119	195	第3章	第5節	6	防犯設備工事	T Vカメラ（録画機能）は、機械設備の I T V設備と兼用できるところは兼用してよろしいですか。	要求水準書のとおりとします。
120	添付資料8	—	—	—	—	下水放流枡と上水取り合い点が日野市プラスチック類再資源化施設建設予定地内にあります。計画するにあたり制約条件がありましたらご教示願います。	日野市クリーンセンターの稼働及び別途発注工事と調整を行い影響の少ない方法にて計画してください。
121	—	—	—	—	—	敷地（工事範囲等）を正確に把握するためにCADデータ（ベクターデータ）をご提示願います。	C A Dデータを希望する場合は、組合まで連絡願います。

■要求水準書（運営・維持管理業務編）に対する質問への回答

No.	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答
122	5	第1章	第2節	13	災害発生時の協力	「処理に係る費用については、変動費にて支払うものとする。」とありますが、計画搬入廃棄物量の範囲を超える場合は、処理不適合等の除去のための運転員増員による人件費や重機リース費用が必要になる可能性があります。このような場合は費用も含め別途協議のうえ清算いただけると理解してよろしいですか。	災害発生時に、災害廃棄物を処理するための通常施設にない重機をリースする場合等については、協議するものとします。
123	10	第1章	第3節	5(3)	その他	「ごみピット、水槽等に残留する廃棄物・排水等は全て処理すること」とありますが、(1)本施設の性能に関する条件1)で、事業期間終了後も、10年間継続して実施することに支障のない状態とあります。継続して支障のない状態での引渡しでよろしいでしょうか。	条件1) については、本施設の性能に関する条件であり、(3) その他 1) は、各設備の残留する廃棄物・排水等を全て処理することを要求しています。
124	12	第3章	第2節	(5)	受付管理	「組合より要請があった場合、事業者は、本施設に直接持ち込みごみを搬入しようとするもの及び許可収集業者から、各構成市が定める料金を、組合が定める方法で組合に代わり収納すること」とありますが、通常時は組合様が実施される業務と理解してよろしいですか。また、想定される要請の頻度や期間をご教示願います。	現時点では想定していませんが要求水準書（設計・建設業務編）にあるように料金収納が可能な設備を設置してください。
125	12	第3章	第3節	(3)	案内・指示	「事業者は、敷地外の組合の指示する箇所（4箇所）にも誘導員を配置し」とありますが、混乱の恐れがある期間（試運転時～竣工後半年等）の、計量受付時間帯と考えてよろしいでしょうか。	本業務期間中全てを想定しています。また、搬入受付時間帯（メンテナンス時含）及び新設する搬入経路周辺を想定しており、詳細については協議とします。
126	12	第3章	第3節	(3)	案内・指示	「事業者は、敷地外の組合の指示する箇所（4箇所）にも誘導員を配置し」とありますが、誘導員の具体的な配置場所をお教え願います。	No. 125を参照。
127	13	第3章	第4節	—	受付時間	本事業において受付をしない時間帯（収集車両も含む）がありましたらご教示願います。	要求水準書（運営・維持管理業務編）P13に示すとおりです。
128	26	第8章	第3節	(3)	清掃	敷地外道路の清掃・維持管理については、対象範囲の明確化や、本事業と無関係車両からの落下物や落し物の扱い等が困難であるため、本事業対象外としていただけないでしょうか。	要求水準書のとおりとします。ただし、道路及び側溝等の清掃・維持管理内容については、事業者の提案とします。
129	26	第8章	第4節	(3)	植栽管理	敷地外樹木の管理については、事業期間中の植栽計画の推移を想定することが困難であるため、作業量を確定することができません。本事業対象外としていただけないでしょうか。	要求水準書のとおりとします。指定範囲については、後日、回答します。

■落札者決定基準に対する質問への回答

No.	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答
130	6	V	3	全項目	加点審査の配点表	加点審査の配点表に記載されている項目と様式に示されている項目が異なります。 様式にのみ記載されている項目についても、加点審査項目と解釈してよろしいでしょうか。 (例：様式15の「突発的な災害・・・」の項目が【加点審査の配点表】には記載されていません。)	ご理解のとおりです。
131	6	V	3	1. (3)	配置動線計画	来場者の定義をご教示願います。	行政関係者、物品納入業者等、見学者以外の方を想定しています。

■様式集に対する質問への回答

No.	様式	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答
132	5	—	—	—	委任状 (代表企業)	日野市様の入札参加資格登録において、代理人及び使用印鑑を設定している場合、本入札における代表企業代表者及び使用印鑑は設定している当該代理人名及び使用印鑑で行うものと理解してよろしいですか。 その場合、様式6の委任状(副代理人)は不要と理解してよろしいですか。	前段については、ご理解のとおりです。 後段については、復代理人を選任する場合には提出が必要です。
133	6	—	—	—	委任状 (復代理人)	委任状(復代理人)は、法人の代表者から、支店長・営業所長等へ権限を委任と考えてよろしいでしょうか。 または、東京電子自治体共同運営電子調達サービスにおける入札参加資格登録手続き時に委任している受任者から復代理人を選任する場合には必要と考えてよろしいでしょうか。	東京電子自治体共同運営電子調達サービスにおける入札参加資格登録手続き時に委任している受任者から復代理人を選任する場合に提出して下さい。
134	7[2/6]	—	—	—	設計実績調書	実績を証明する書類として、仕様が明記された施設パンフレットのコピーを提出することよろしいでしょうか。(様式7[3/6]、様式7[5/6]、様式7[6/6]も同様)	ご理解のとおりです。また、参加資格の確認基準日を含む契約期間が記された契約書(写)も提出願います。分社化や新会社設立・会社組織の変更等があった場合、事業承継により有することを証明できる資料も添付願います。
135	13	—	—	—	事業実施体制図	本様式は、入札参加説明書P.10で綴じずに1部提出とありますが、正本、副本の記載があるので、別途提案書と同冊で綴じるとの解釈でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
136	14～ 31	—	—	—	提案書	本様式に加え、計算根拠など提案書を補完する添付資料を提出してもよろしいでしょうか。	不可とします。ただし、審査の段階で必要となる資料があれば、請求する場合があります。
137	26-1 ～ 26-3 32-2	—	—	—	各委託料 SPCの長期収支計画表	各委託料、長期収支計画を算出する条件は以下と理解してよろしいですか。 ①年間ごみ量 65,720トン ②ごみ質 全て基準ごみ(要求水準書P.7 表4)	ご理解のとおりです。なお、飛灰処理費の試算については、注意事項を参照願います。
138	26-1	—	—	—	運営に係る対価(委託料)内訳書	変動料金の総額は、変動料金単価に入札説明書P.15の65,720t/年を乗じた20年間の総額を記載すればよろしいでしょうか。	No.137を参照。
139	26-2-①	—	—	—	委託料固定料金内訳書	費用項目の補修費については、点検、補修、更新の区別や各設備(受入供給設備、燃焼設備など)の内訳まで記載すればよろしいでしょうか。(様式26-2-②、様式26-2-③、様式26-2-④も同様)	ご理解のとおりです。

■基本協定書（案）に対する質問への回答

No.	条	項	号	カナ等	項目名	質問内容	回答
140	5	3	—	—	特定事業契約	「なお、当該違約金の定めは損害賠償額の予定ではなく・・・」とありますが、損害賠償責任は違約金の支払に含まれることとできないでしょうか。	違約金により回復されないものがあるときは損害賠償の請求を行うことを妨げないものとしており、損害賠償責任は違約金の支払に含まれています。原案のとおりとします。
141	8	2	—	—	有効期間	「ただし、本協定の終了後も、第7条の定めは有効とし・・・」とありますが、万が一特定事業契約が締結に至らなかった場合、本条項に第9条の秘密保持も追記できないでしょうか。	原案のとおりとします。なお、組合が保持する秘密情報は関連法令（情報公開条例等）によって保護されます。
142	9	3	5	—	秘密保持等	「構成企業がSPCに開示する場合」とありますが、構成企業からSPCへは常時情報開示が必要なため、都度事前通知をするのは現実的ではないので、本号は削除できないでしょうか。	原案のとおりとします。組合から秘密情報をお渡す場合は限定的であるため、SPCへの開示の際は事前の通知をお願いします。

■基本契約書（案）に対する質問への回答

No.	条	項	号	カナ等	項目名	質問内容	回答
143	6	3	—	—	S P C の運営	「構成企業は、S P C が・・・劣後融資その他組合が適切と認める支援措置を・・・」とありますが、組合様が適切と認める支援措置について、具体例をご教示願います。	組合が適切と認める支援措置の具体例として追加出資、劣後融資を挙げています。その他の支援措置があればご提案ください。
144	12	—	—	—	損害賠償	「損害の一切を賠償しなければならない」とありますが、当該損害のみの賠償とし、二次損・間接損は含まれないと解釈してよろしいでしょうか。	損害の範囲については、民法の原則によるものとします。

■建設工事請負契約書（案）に対する質問への回答

No.	条	項	号	カナ等	項目名	質問内容	回答
145	3	7 11	—	—	設計	第7項では「当該設計図書の受領後60日以内に・・・受注者に対して通知することできる」とありますが、第11項では「設計図書が発注者により受領された後14日以内に第7項の通知がない場合は、第6項の承諾されたものとみなし・・・」とあります。14日以内を正と解釈してよろしいでしょうか。	「60日」を正として、建設工事請負契約書において修正します。
146	6	1	—	—	設計図書及び完成図書等の著作権	「必要な範囲で無償で自由に自ら及び第三者をして実施、使用などする権利を有するものとし・・・」とありますが、第三者へ開示する場合は、受注者へ書面による承諾が必要とさせていただけないでしょうか。	原案のとおりとします。なお、設計図書等は法令（情報公開条例等）の定めに従って取り扱います。
147	22	1 2	—	—	発注者の請求による工期の短縮等	「・・・特別の理由・・・」とありますが、想定されるケースをご教示願います。	個別具体の判断となりますが、行政運営上必要となる場合を想定しています。
148	23	—	—	—	工期の変更方法	第29条に不可抗力による損害の規定がありますが、不可抗力に伴う工期の変更は第23条の規定によると理解してよろしいですか。	ご理解のとおりです。
149	25	2	—	—	資金又は物価の変動に基づく契約金額の変更	既済部分の定義をご教示願います。	請求時における出来形部分を指します。

■運営業務委託契約書（案）に対する質問への回答

No.	条	項	号	カナ等	項目名	質問内容	回答
150	4	2	3	—	契約の保証	「金融機関」の保証に、保証事業会社は含まれると理解してよろしいですか。	含まれません。
151	9	2	—	—	緊急時の対応等	計画搬入量を著しく超え、変動費用だけでは不足が生じた場合は、別途追加費用を請求できる旨を追加願えないでしょうか。	原案のとおりとします。組合は合理的な範囲において協議に応じます。なお、No. 122も参照。
152	11	7	—	—	業務遂行体制の整備	「委託者の請求を受けた日から10日以内に委託者に通知」とありますが、第10条第3項における通知までの日数（14日以内）と異なっています。第11条も「14日以内」に定められると考えてよろしいでしょうか。	原案のとおりとします。
153	別紙3	2	—	—	保険	「ただし、受託者により、上記火災保険の付保と同等と認められるその他保険～上記火災保険の付保に代えることができる。」とあります。入札説明書16頁、VI 提案に関する条件、6(4)保険に、「SPCは、火災保険及び第三者賠償保険等に参加することとする。」とありますが、運営業務委託契約書（案）を優先するものと理解してよろしいですか。	ご理解のとおりです。
154	別紙4	—	—	—	不可抗力の場合の費用分担	「100分の1に至るまでは受託者が負担」とありますが、不可抗力が生じた一事業年度の委託料が基準と解釈してよろしいでしょうか。また、変動費分については、変動費が確定した段階で見直し清算されると考えてよろしいでしょうか。	第29条第1項に規定されるとおり、本条は受託者に発生した損害・損失や増加費用の規定です。原案のとおりとします。